

独立監査人の監査報告書

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月22日

独立行政法人 国際協力機構

理事長 田中明彦 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

梅津知亮

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

白山真一

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

青木裕晃

<財務諸表中間監査>

当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の平成25年4月1日から平成25年9月30日までの第11期事業年度上半期の有償資金協力勘定に係る勘定別財産目録を除く独立行政法人国際協力機構法第28条に定める財務諸表、すなわち、有償資金協力勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに独立行政法人通則法第38条の規定に準じて作成する勘定別附属明細書（関連会社の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）（以下「中間財務諸表等」という。）について中間監査を行った。

中間財務諸表等に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して中間財務諸表等を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表等を作成し有用な情報を表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表等には全体として中間財務諸表等の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表等の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の有償資金協力勘定の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第11期事業年度上半期（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の運営状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

<勘定別財産目録に対する意見>

当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の平成25年4月1日から平成25年9月30日までの第11期事業年度上半期の有償資金協力勘定に係る勘定別財産目録について中間監査を行った。

勘定別財産目録に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、有償資金協力勘定に係る勘定別貸借対照表の資産の部に基づいて勘定別財産目録を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、有償資金協力勘定に係る勘定別財産目録が勘定別貸借対照表の資産の部に基づいて作成されているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

勘定別財産目録に対する中間監査意見

当監査法人は、有償資金協力勘定に係る勘定別財産目録が、勘定別貸借対照表の資産の部に基づいて作成されているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上